

タイにおける 介護サービスに関する規制

2026年 3月

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外ビジネスサポートセンター 貿易投資相談課

バンコク事務所

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性等についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。

目次

第1部 タイにおける介護施設に関する規制の概要	1
1. 介護サービスに関する関連法令	1
(1) 保健事業施設法	1
(2) 公衆衛生法	1
(3) 外国人事業法	2
第2部 保健事業施設法に基づく介護施設の運営の規制	3
1. 必要とされる許認可	3
(1) 施設運営免許の取得	3
(2) 施設管理者の設置	3
(3) 介護サービス提供者の登録	3
2. 施設運営免許に関する規制	3
(1) 申請資格	3
(2) 申請手続の概要	4
(3) 取得後の留意事項	4
(4) 施設運営免許の保有者の義務	5
3. 施設管理者に関する規制	6
(1) 申請資格	6
(2) 申請手続の概要	6
(3) 取得後の留意事項	7
(4) 施設管理者の義務	7
4. 介護サービス提供者に関する規制	8
(1) 申請資格	8
(2) 申請手続の概要	8
(3) 登録後の留意事項	8
5. 介護施設に課されるその他の規制	8
(1) 名称に関する規制	8
(2) 施設基準に関する規制	9
(3) 安全基準に関する規制	10
(4) サービス基準に関する規制	11
第3部 公衆衛生法に基づく在宅介護	13
1. 健康影響事業に関する免許	13
(1) 申請資格	13
(2) 申請手続の概要	13
(3) 取得後の留意事項	14
2. 在宅介護管理者及び在宅介護従事者に関する規制	14
(1) 在宅介護管理者	14
(2) 在宅介護従事者	15
第4部 投資奨励制度	17
第5部 外資規制	18

第6部 その他の留意事項	19	
1. 介護施設における医療行為	19	
2. 利用者向けの送迎サービス	19	
3. 福祉用具の販売等	19	
4. 個人情報の取り扱い	20	
第7部 規制当局	21	
<table border="1"><tr><td>本報告書の利用についての注意・免責事項</td></tr></table>	本報告書の利用についての注意・免責事項	24
本報告書の利用についての注意・免責事項		

第1部

タイにおける介護施設に関する規制の概要

1. 介護サービスに関する関連法令

タイにおいて介護施設を運営するにあたっては、複数の関連法令が適用される。そのうち、介護施設の設置・運営に直接的に適用される主要な法令は、以下の各法令である。

(1) 保健事業施設法

まず、保健事業施設法（Health Business Establishment Act B.E. 2559 (2016)）（以下「保健事業施設法」という。）の適用を受ける。同法では、介護施設を健康事業所の一種として位置付けており、介護サービスを提供する施設を大きく以下の3種類の施設に分類している。

○デイケア施設：

夜間の宿泊を伴わず、高齢者や要介護者に対して日中の介護サービスを提供する施設で、当該サービスには介護活動のほか、健康増進活動やリハビリテーション活動の企画も含まれる。

○リタイアメントホーム：

居住場所を提供しつつ、高齢者の健康増進やリハビリテーションのための活動を組織する施設で、介護サービスも併せて提供される。

○ナーシングホーム：

高齢者や要介護者に対して宿泊を伴う介護・支援サービスを提供する施設で、健康維持・増進・回復のための活動も含まれる。この施設が最も高度なケアを利用者に提供する形態である。

これらの施設は全て、運営にあたって所定の事業許可の取得が必要となり、保健省、保健サービス支援局及び保健事業実施課の監督を受ける（当該規制当局の概要については後記第7部「規制当局」を参照されたい。）。

(2) 公衆衛生法

次に、公衆衛生法（Public Health Act B.E. 2535 (1992) 年）（以下「公衆衛生法」という。）の適用を受ける。同法では、利用者の自宅にスタッフを派遣して介護を行う在宅介護サービスを規制している。在宅介護を提供する事業者は、同法に基づく事業許可を取得する必要がある。

介護サービスの水準については、施設の種類に応じて異なる。最も高度なケアを提供するのはナーシングホームで、要介護度の高い高齢者が対象になる。これに次いでリタイアメントホーム、デイケア施設の順にケアの水準が位置付けられる。なお、在宅介護は施設型のサービスではなく、利用者の自宅において必要なサービスを提供する形態である。このように、タイの介護サービスは法令に基づき施設の種類や提供するケア水準に応じた規制が設定されており、適切な許可の取得と監督官庁への遵守が求められる。

以上の各法令及び介護施設の種類並びに監督官庁を整理すると以下のとおりとなる。

関連法令	施設・事業の種類	内容	監督官庁
保健事業施設法	デイケア施設	夜間宿泊を伴わない、高齢者又は要介護者に対する日中の介護サービスを提供する施設。	保健省 (Ministry of Public Health: MOPH)
	リタイアメントホーム	居住場所を提供することにより、高齢者の健康増進及びリハビリテーションのための活動を組織することを含む高齢者介護サービスを提供する施設。	保健サービス支援局 (Department of Health Service Support: DHSS)
	ナーシングホーム	高齢者又は要介護者に対する介護・支援サービスを提供する施設。なお、高齢者又は要介護者の健康維持・増進・回復のための活動の実施が含まれ、宿泊を伴うもの。	保健ヘルス事業実施課 (Health Business Establishment Division)
公衆衛生法	在宅介護	サービス提供者を派遣し、サービス受給者の自宅において高齢者を介護するサービスを提供する事業。	保健省、保健局 (Department of Health) 高齢者保健局 (Bureau of Elderly Health) 各地方自治体局

(3) 外国人事業法

タイ国内で日系企業を含む外国人が事業に従事するにあたっては、外資規制の適用の有無を検討する必要がある。タイにおいて、外国人の事業従事を規律する法令は外国人事業法（Foreign Business Act B.E. 2542 (1999年) (以下「外国人事業法」という。)）である。外国人事業法上、「外国人」は、タイ国内において、一定の規制対象業種を行うことが原則として認められておらず、介護サービス事業は規制対象業種である「その他サービス」に該当する。同法上の「外国人」には、いわゆる外資が50%以上の株式を保有するタイ法人も含まれる。そのため、日系企業が介護サービス事業を実施するためには、同事業を実施する法人が同法上の「外国人」に該当する場合には、原則として管轄当局である商務省より許可をする必要がある。但し、この許可を取得することは一般論としては容易ではないとされている。そのため、実務上は、規制対象業種に従事する場合、外国人の資本比率を下げる等して、同事業を実施する法人を外国人事業法上の「外国人」に該当しないものとし、外資規制の適用を避ける手法がある。詳細は後記第5部「外国人事業法の規制」を参照されたい。

第2部

保健事業施設法に基づく介護施設の運営の規制

1. 必要とされる許認可

保健事業施設法は、同法で指定される保健事業施設の運営を規制しており、高齢者の介護施設としては、既述のとおり、(a) デイケア施設、(b) リタイアメントホーム及び(c) ナーシングホームが規制対象となる保健事業施設（以下総称して「介護施設」という。）に含まれる。介護施設を運営するにあたり保健事業施設法上求められる免許や登録等は以下のとおりである。

(1) 施設運営免許の取得

介護施設を運営する事業者は、保健事業施設法に基づく介護施設の運営免許（以下「施設運営免許」という。）を取得する必要がある。施設運営免許の詳細は後記2「施設運営免許に関する規制」を参照されたい¹。なお、施設運営免許は、以下の場合に付与される。

- (i) 申請者（法人の場合はその取締役）が不適格事由に該当しないこと。
- (ii) 介護施設が後記5「介護施設に課されるその他の規制」に定める施設基準、安全基準及び定めるサービス基準に定める基準（以下総称して「施設基準」という。）を満たしていること。

(2) 施設管理者の設置

リタイアメントホーム及びナーシングホームでは、施設管理に関する免許（以下「施設管理免許」という。）を有する管理者（以下「施設管理者」という。）を介護施設に配置する必要がある。なお、施設管理者は、自然人である必要があり、施設管理免許を取得しなければならない。施設管理免許の詳細は、後記3「施設管理者に関する規制」を参照されたい。各介護施設には少なくとも1名の施設管理者を置くことが義務付けられる。施設運営免許保有者の裁量で、必要に応じて、複数の施設管理者を任命することも可能である。

(3) 介護サービス提供者の登録

介護施設は、施設において介護サービスを提供する者（以下「介護サービス提供者」という。）を保健サービス支援局（DHSS）に登録する必要がある。なお、ナーシングホームを除き、各施設における介護サービス提供者の最低人数は定められていない。ナーシングホームでは、介護サービスを受ける者5名につき少なくとも1名の介護サービス提供者を配置することが求められる。介護サービス提供者の登録の詳細は、後記4「介護サービス提供者に関する規制」を参照されたい。

2. 施設運営免許に関する規制

(1) 申請資格

施設運営免許の申請者は、以下のいずれにも該当してはならない。申請者が法人の場合は、以下の不適格事項はその法人の取締役に適用されるが、以下の(vi)及び(vii)の項目に記載された不適格事項は、法人自体にも適用される。

¹なお、施設運営免許の保有者は、必ずしも介護施設(建物)の所有者である必要はない。例えば、建物の所有者が施設の運営を別の事業者へ委託する場合、実際に施設を運営する事業者が施設運営免許を取得する義務を負うものではない。施設の所有権と運営責任が必ずしも一致する必要はなく、施設運営免許の取得及び規制の遵守に関する責任は、あくまで施設を実際に運営する事業者にあるといえる。

- (i) 20歳未満であること。
- (ii) 破産者であること。
- (iii) 精神障害者、成年被後見人、準成年被後見人であること。
- (iv) 刑法上の性犯罪、麻薬関連法違反、人身取引防止法違反、売春防止法違反で確定判決を受けたことがあること。
- (v) 社会的に忌避される伝染病、アルコール依存症、麻薬依存症であること。
- (vi) 施設運営免許が現在停止中であること。
- (vii) 施設運営免許が取り消され、かつ、取り消しから申請日までが2年未満であること。

(2) 申請手続の概要

- (i) 申請：
施設運営免許の申請手続は、対象施設がバンコクに所在する場合は保健サービス支援局（DHSS）に、対象施設がバンコクに所在しない場合は当該施設が所在する県の当局において行う。
- (ii) 申請受理：
申請内容に誤りや不備がある場合、当局は申請書受領日から15日以内に申請者に通知する。かかる場合において、申請者は通知を受け取った日から30日以内に補正を行う必要があり、期間内に補正が行われない場合、申請は却下される。
- (iii) 審査：
申請内容に誤りや不備がない申請書を受領した日から60日以内に申請結果が申請者に対して通知される。なお、60日以内に審査を完了できない場合、当局は審査期間を最大2回まで、それぞれ30日以内で延長することができる。
- (iv) 免許料の支払い：
当局より承認がなされた場合、申請者は承認通知書を受領してから60日以内に免許料を支払う必要がある。免許料は施設の面積に応じて異なり、ナーシングホーム及びリタイアメントホームは1,000バーツから10,000バーツの間の額となり、デイケア施設は500バーツから5,000バーツの間の額となる。
- (v) 免許料の支払い：
当局は、免許料が完納された後7日以内に施設運営免許を発行する。

(3) 取得後の留意事項

- (i) 免許の有効期間：
施設運営免許の有効期間は発行日から5年間である。施設運営免許更新の申請は、有効期間の満了日の90日前までに行う必要がある（なお、更新審査の手続は新規申請と同様）。なお、申請後、更新が却下される通知を受けるまで、施設運営免許の保有者は施設の運営を継続可能。
- (ii) 譲渡の可否：
施設運営免許は、保健サービス支援局（DHSS）の局長の承認を得た場合に限り、譲渡可能となる。
- (iii) 年間手数料：
デイケア施設は年額500バーツであり、ナーシングホーム及びリタイアメントホームは年額1,000バーツである。

(iv) 免許停止事由：

保健事業施設法の関連規則・施設運営免許の保有者の義務に違反し、かつ、指定期間内に是正されなかった場合又は年間手数料が支払われなかった場合は免許を停止される場合がある。

(v) 免許取消事由：

以下の事由が発生した場合、免許を取り消される場合がある。

- 前述の申請者に関する不適格事項に該当する場合（なお、法人の場合は、まず該当取締役の交代を通知され、30日以内に交代が行われない場合に免許が取り消される。）
- 施設運営免許の保有者の義務に違反した場合
- 施設運営免許の停止命令に違反した場合
- 年間手数料未払いにより、停止命令が発せられた後6か月以内に年間手数料が支払わなかった場合

(4) 施設運営免許の保有者の義務

施設運営免許の保有者は、以下の事項を遵守しなければならない。

- (i) 施設運営免許に指定された保健事業施設の種類に従って事業を運営すること。
- (ii) 許可証に記載された保健事業施設内の公開された目立つ場所に保健事業許可証を掲示すること。
- (iii) 営業時間中は常に保健事業施設に施設管理者を配置し、その氏名を開放された目立つ場所に掲示すること。
- (iv) 施設管理者及びサービス提供者の人事記録を保管すること。
- (v) 付与された許可に準拠した施設基準、安全基準及びサービス提供基準を維持すること。
- (vi) 医療事業施設において勤務する者は、サービス提供者として登録された者のみを受け入れること²。
- (vii) 以下の方法で介護サービスの提供について広告しないこと。
 - 虚偽又は誇張した広告表現を使用すること。
 - 疾病の治療・治癒・予防能力を主張するため、又はこれに類する意味の表示を用いて、介護サービス又はサービス提供に使用される機器・製品・装置の効果を誇張すること。
 - 介護サービスの提供内容について根本的な誤解を招くおそれのある方法で広告すること。
 - 猥褻又は不品行と認められる態様で広告すること。
- (viii) 当該事業が周辺住民に対する迷惑の発生を防止するため、管理・監督を行うこと。
- (ix) サービス提供者を選定させるための展示場その他の施設の提供を禁止すること³。
- (x) 当該事業内における秘密売春若しくは売春の実施又は法令、公序若しくは善良の風俗に反する行為若しくはサービスの提供を防止するため、管理・監督を行うこと。
- (xi) 当該施設内において、酒類又はたばこ製品の頒布・消費を許容し、同意し、又は相当の注意義務を尽くさずにこれを許容することを禁止すること。
- (xii) 当該施設内において、麻薬関連犯罪の実行を許容し、同意し、又は相当の注意義務を尽くさずにこれを許容することを禁止すること。
- (xiii) 営業中、酩酊により騒乱し又は心身の機能を喪失した者の入場を許容し、同意し、又は相当の注意義務を尽くさずにこれを許容することを禁止すること。

² なお、調理員、清掃員、警備員など、介護施設に勤務する可能性のあるその他の職員には本要件は適用されない。

³ 本要件は主として他の類型のヘルス・ビジネス施設（例：スパやマッサージ店等）を想定した規制であり、売春行為の防止を目的とするものと考えられる。

(xiv) 武器を保健事業施設内に持ち込むことを許可せず、同意せず、又は適切な注意を怠ること。

3. 施設管理者に関する規制

施設管理者及び施設管理免許に関する規制は以下のとおりである。

(1) 申請資格

- (i) 申請者に関する必要資格は以下のとおりである。
- (ii) 年齢が20歳以上であること。
- (iii) 保健サービス支援局（DHSS）に認定された保健サービスの資格証明書又は資格証明書を取得していること。
- (iv) 保健サービス支援局（DHSS）による知識及び能力の検定に合格していること⁴。
- (v) また、申請者に関する不適格事項は以下のとおりである。
- (vi) 精神障害者、成年被後見人又は準成年被後見人であること。
- (vii) 確定判決で刑法上の性的犯罪又は財産犯罪、麻薬関連法違反、人身取引防止法違反、売春防止法違反の有罪判決を受けたことがあること。
- (viii) 社会的に忌避される感染症、アルコール依存症、麻薬中毒であること。
- (ix) 施設管理者に関する免許が停止中であること。
- (x) 施設管理者に関する免許が申請日現在、1年未満の期間で取り消されていること。

(2) 申請手続の概要

- (i) 申請：
施設管理免許の申請は、施設がバンコクの場合は保健サービス支援局（DHSS）に、それ以外の地域では県の保健局に提出する。
- (ii) 申請受理：
申請内容に誤りや不足がある場合、当局は申請書受理日から15日以内に申請者に通知する。かかる場合において、申請者は通知を受け取った日から30日以内に補正を行う必要があり、期間内に補正が行われない場合、申請は却下される。
- (iii) 審査：
申請内容に誤りや不備がない申請書を受領した日から60日以内に申請結果が申請者に対して通知される。なお、60日以内に審査を完了できない場合、当局は審査期間を最大2回まで、それぞれ30日以内で延長することができる。
- (iv) 免許料の支払い：
当局より承認がなされた場合、申請者は承認通知書を受領してから60日以内に免許料を支払う必要がある。免許料は1,000バーツとなる。
- (v) 免許証の発行：
当局は、免許料が完納された後7日以内に施設管理免許を発行する。

⁴ なお、保健事業施設法では施設管理者がタイ人であることといった国籍要件は明示されていないが、上記の試験・評価はタイ語で実施されるため、通常、外国人が施設管理者となることは実務上困難であると考えられる。

(3) 取得後の留意事項

- (i) 免許の有効期間：
施設管理免許の有効期間はない。
- (ii) 譲渡の可否：
施設管理免許の譲渡は認められていない。
- (iii) 年間手数料：
年間手数料は設定されていない。
- (iv) 免許停止事由：
保健事業施設法の関連規則・施設管理者の義務に違反し、かつ、指定期間内に是正されなかった場合は免許を停止される場合がある。
- (v) 免許取消事由：
以下の事由が発生した場合、免許を取り消される場合がある。
 - 施設管理者が必要資格を満たさない場合
 - 施設管理者が不適格事項に該当する場合
 - 施設管理者としての義務に違反した場合
 - 施設運営免許の停止命令に違反した場合

(4) 施設管理者の義務

施設管理者は、以下の事項を遵守しなければならない。

- (i) サービスの運営マニュアル又は機器・製品・装置の使用マニュアルを作成し、サービス提供者が当該マニュアルに従ってサービスを提供できるよう指導すること。
- (ii) サービス、設備、製品及び器具が基準、衛生状態及び使用上の安全性に適合するよう管理・監督すること。
- (iii) 基礎的な健康情報を聴取・記録し、サービス利用者をスクリーニングして、当該利用者に適したサービスを提供すること。
- (iv) サービス提供者が業務マニュアルを厳守するよう管理・監督し、勤務時間中にサービス提供者が健康事業施設外でサービスを提供することを防止するための管理・監督を実施すること。
- (v) 労働安全対策を実施し、サービス利用者、サービス提供者及び事業施設で働く者が性的暴行を受けることを防止すること。
- (vi) 当該事業内における秘密売春若しくは売春の実施又は法令、公序若しくは善良の風俗に反する行為若しくはサービスの提供を防止するため、管理・監督を行うこと。
- (vii) 当該施設内において、酒類又はたばこ製品の頒布・消費を許容し、同意し、又は相当の注意義務を尽くさずにこれを許容することを禁止すること。
- (viii) 当該施設内において、麻薬関連犯罪の実行を許容し、同意し、又は相当の注意義務を尽くさずにこれを許容することを禁止すること。
- (ix) 営業中、酩酊により騒乱し又は心身の機能を喪失した者の入場を許容し、同意し、又は相当の注意義務を尽くさずにこれを許容することを禁止すること。
- (x) 武器を保健事業施設内に持ち込むことを許可せず、同意せず、又は適切な注意を怠ること。

4. 介護サービス提供者に関する規制

介護サービス提供者に関する規制は以下のとおりである。

(1) 申請資格

- (i) 申請者に関する必要資格は以下のとおりである。
- (ii) 年齢が18歳以上であること。
- (iii) 保健サービス支援局（DHSS）に認定された保健サービスの資格証明書又は資格証明書を取得していること⁵。
- (iv) また、申請者に関する不適格事項は以下のとおりである。
- (v) 精神障害者、成年被後見人又は準成年被後見人であること。
- (vi) 社会的に忌避される感染症、アルコール依存症、麻薬中毒であること。

(2) 申請手続の概要

- (i) 施設管理者に関する免許と同様の申請手続（提出先、審査期間等）となる。
- (ii) 承認後、登録証の受領は承認通知受領後60日以内に行う必要がある。期限内に受領されない場合、申請は棄却される。

(3) 登録後の留意事項

- (i) 登録の有効期間：
施設管理免許の有効期間はない。
- (ii) 譲渡の可否：
施設管理免許の譲渡は認められていない。
- (iii) 年間手数料：
年間手数料は設定されていない。
- (iv) 登録取消事由：
以下の事由が発生した場合、免許を取り消される場合がある。
 - 介護サービス提供者が必要資格を満たさない場合
 - 施設管理者が不適格事項に該当する場合

5. 介護施設に課されるその他の規制

上記に加えて、介護施設には保健事業施設法上、以下の規制が課されている。

(1) 名称に関する規制

保健事業施設法において、介護施設の名称に関して以下の規制が定められている。

- (i) 名称はタイ文字で表記するものである。但し、タイ語名称の末尾に外国文字を付すことは可能。
- (ii) 規定された要件に従い、施設の目立つ場所に表示されるものである。

⁵ 匿名ベースで当局に照会したところ、上記の資格要件との関係で、海外で取得した資格証明書や証明書も考慮される場合がある。ただし、その場合は、当該コースがタイ看護・助産評議会（Thailand Nursing and Midwifery Council）又はタイ医師評議会（Medical Council of Thailand）に認定された教育機関によって提供・実施されていることが条件になると思われる。そのため、個別案件毎に確認が必要であるものの、外国人で海外の資格を有する者については、タイ国外の資格をもって介護サービス提供者として登録できる可能性がある。

- (iii) 誤解を招く、誇張された表現、又は病気の治療を行う施設であることを示唆する表現を含むものではないこと。
- (iv) 猥褻、不適切、攻撃的な意味を持つものであり、また公共秩序・良俗・慣習・道徳に反するものではないこと。
- (v) タイ王室に関する表現を含むものでないこと（但し、タイ王室の許可や承認がある場合を除く。）。
- (vi) 同一県内にある他の保健事業施設と同一名称のものでないこと（但し、所有者が同じ場合、又は他の施設の承諾がある場合を除く。）。

(2) 施設基準に関する規制

規制対象となる介護施設は、以下の施設基準を満たさなければならない。

- (i) 安全で健康に有害でない環境条件を備え、出入りが便利な区域にあること。
- (ii) サービス利用者に適した十分な建物、敷地及び周辺環境を有し、その福祉及び快適性に影響を及ぼす可能性のある妨害がないこと。また、建物規制や公衆衛生に関する規制を含む法令に従って運営されていること。
- (iii) 施設内外のサービス提供区域は、以下の特性を有すること。
 - (a) 通路の幅は少なくとも 90 センチメートル以上であること。
 - (b) 敷地は清潔に保たれ、整然と整理されていること。
 - (c) 介護施設が他の事業と同一建物内に位置する場合、介護施設は他の事業と明確に分離されていること。他の事業が介護施設で提供されるサービスに干渉しないこと。
 - (d) 利用者及び職員が各種活動やレクリエーションを行うための共用スペースを設けること。
- (iv) 介護施設が同一建物又は同一場所において複数の種類のサービスを提供する場合、サービス区域は明確に区分されていること。各区域は十分なスペースを確保し、提供されるサービスの種類に応じた基準を満たしていること。
- (v) 事務管理、警報、利便サービスその他の機能のための運営単位を設けること。
- (vi) 関連法令に基づき、廃棄物・ごみ・汚水の適切な管理を実施すること。
- (vii) 公衆衛生基準に準拠した病媒生物防除システムを設置すること。
- (viii) サービスを提供するエリアは、カビ臭さを防ぐため、十分な照明と換気設備を備えること。
- (ix) トイレは、以下の特徴を備えていること。
 - (a) ドアは外開き式又は引き戸式とし、幅は 90 センチメートル以上であること。ドアハンドルはレバー式又はプッシュバー式とし、外部から開けられること。ドアコントローラーを設置せず、敷居を設けないこと。浴室床は平坦かつ滑らかで、その他の床面と同じ高さとし、滑りやすく、水が滞留しない構造となっていること。
 - (b) 便座の高さは床面から 40 センチメートル以上 45 センチメートル以下とし、背もたれと壁に取り付けられた補助手すり（少なくとも 1 本）を備えること。
 - (c) 洗面台は床面からの高さが 80 センチメートルを超えず、立ち姿勢時のバランス補助用側面手すりを設けること。水栓はレバー式、ノブ式又は自動式であること。
 - (d) シャワーエリアには、床から 40 センチ以上 45 センチ以下の高さの座席を設置すること。座席には安定した背もたれと、バランスを保つための両側の手すりを設けること。シャワーヘッドの蛇口はレバー式、ノブ式、又は自動式であること。

- (e) 緊急呼出装置を設置すること。
- (f) 安全な給湯システムを設置すること。
- (g) トイレ及びシャワーエリアへの通路には手すりを設置すること。
- (x) 電気配線は整然と配置され、適切な種類の電線を使用し、以下の電気使用安全基準に準拠すること。
 - (a) スイッチ及び電線は良好な状態に維持され安全であること。
 - (b) 危険区域や立入禁止区域は線や境界線で表示されていること。
 - (c) 短絡や漏電時に電気を遮断する設備が設置されていること。
 - (d) 寝室、浴室、その他の共用エリアには照明設備が設置されていること。
 - (e) 家具は使用するにあたって安全であり、危険を及ぼさないものであること。なお、家具に角がある場合は、保護カバーを装着すること。

上記に規定された施設基準への準拠に加え、各施設の類型により、以下の追加要件が規定されている。

○デイケア施設・リタイアメントホーム：

サービス提供者と利用者間の調整、緊急通報、利便性確保、サービス提供を 24 時間体制で行うサービスユニットを設置すること。

○ナーシングホーム：

ベッド間のスペースを少なくとも 90 センチメートル確保すること。

(3) 安全基準に関する規制

介護施設は、以下の安全に関する基準を全て満たさなければならない。

- (i) 常時使用可能な応急処置用具及び応急処置マニュアルを備えていること。
- (ii) サービス利用者に危険や重大なリスクがある箇所を示す標識や注意喚起の掲示を行い、利用者が危険に遭遇しないよう保護装置を設置していること。
- (iii) 適切な感染予防・管理システムを備えていること。
- (iv) 火災警報システムを備え、少なくとも 1 台の消火器を明確に見える場所に設置していること。サービス提供エリアが 1 階以上の場合、各階に少なくとも 1 台の消火器を明確に見える場所に設置すること。
- (v) 通路にバックアップ照明システムを備えていること。
- (vi) 施設管理者及び防火・消火業務に従事する職員に対し、年 1 回の訓練を実施すること。
- (vii) リスク及び緊急事態防止のためのガイドラインを備えていること。
- (viii) 蘇生法訓練を受けた職員を配置し、少なくとも年 1 回の訓練を実施すること。
- (ix) サービス提供における安全システムの点検措置を年 1 回以上実施すること。

さらに、上記の安全基準の遵守に加え、リタイアメントホーム及びナーシングホームには以下の追加要件が定められている。

- バッグバルブマスク装置や気道確保装置などの蘇生用具、及びベル・笛・警報装置などの緊急通報装置を備えること。
- 除細動器を少なくとも 1 台、明確に視認可能な場所に設置すること。

(4) サービス基準に関する規制

介護施設は、施設内で提供するサービスに関して以下の基準を遵守しなければならない。

- (i) 所定の様式に従って利用者の登録名簿を作成すること。
- (ii) 入所時及びその後3か月ごとに、利用者の介護ニーズ及びコミュニケーション能力を評価すること。
- (iii) 適切な実務指針及び明確な根拠に基づき、サービス利用者の健康のリハビリテーションを含む健康増進措置を実施すること。
- (iv) 利用者の日常生活動作能力及び複雑な日常生活動作能力の評価結果に基づき、適切な介護を提供すること。
- (v) 清潔で安全な食事を提供すること。
- (vi) 薬剤又は個人用医療機器を必要とするサービス受給者には、主治医が承認した個人用医療機器の基準に準拠したケアを提供すること。
- (vii) 利用者に適した形で、社会的関係構築活動を含む包括的な健康増進活動を実施すること。これらの活動は、サービス利用者の希望又は能力に応じて選択可能とし、自己肯定感の向上及び生活の質の改善を図ることを目的とすること。
- (viii) サービス利用者の健康状態の変化を記録し追跡すること。
- (ix) サービス内容と料金表を、検査可能な目立つ場所に掲示すること。
- (x) 運営者と、サービス利用者本人（あるいは近親者、法定代理人若しくはサービス利用者が書面で委任した者）との間で、サービス提供に関する契約又は合意書を締結すること。
- (xi) サービス提供において、プライバシー及び人間の尊厳に配慮すること。
 - (a) サービス提供はプライバシーの原則に従い、サービス利用者の必要又は意思に応じて行うこと。
 - (b) 身体、感情、財産その他への危害（性的嫌がらせを含む。）からサービス利用者を保護するための管理・監督・保護の指針を設けること。
 - (c) 関係職員（例：施設管理者・サービス提供者）は権利保護及び高齢者ケアに関する知識・理解を確保するため、必要な研修を修了すること。
 - (d) 長期滞在や宿泊を伴う健康増進活動がある場合、夜間監視又は夜間当直要員を適切かつ効果的かつ十分に配置すること。
 - (e) 患者の権利保護と同様に、外部への個人情報開示を行わず、サービス利用者の秘密を保持すること。
 - (f) 健康・介護情報の開示は、サービス利用者本人、その直系家族、法定代理人、又はサービス利用者から書面で委任された者に提供すること。
- (xii) 以下の情報を提供すること。
 - (a) サービス利用者が受けるサービスに要する費用、及びサービス利用者が自発的に参加を選択した各種活動に関連する費用について、サービス利用者又はその代理人に通知すること。
 - (b) サービス利用者又はその代理人は、現在の健康増進プロセスと進捗状況について通知を受け、緊急時又は疾病時のケア計画策定、紹介先の医療機関との調整、長期治療の可能性に伴う医療保険適用範囲の確認、及び利用者の健康に関するその他の情報について参加しなければならない。

(c) サービス利用者は、能力開発と健康増進のために、自身の権利とセルフケアについて情報提供を受けるべきである。

(xiii) 緊急の疾病が生じたサービス利用者に対応するための紹介体制⁶を整備すること。

上記に規定されたサービス基準の遵守に加え、リタイアメントホーム及びナーシングホーム対しては、以下の追加要件が規定されている。

○リタイアメントホーム：

利用者の健康増進ケア及びリハビリテーション提供にあたり、関連専門職団体との連携を図ること。

○ナーシングホーム：

専門家の治療計画に基づき、利用者に健康増進ケア、リハビリテーション及び支援ケアを提供するため、関連専門職団体と協力すること。加えて、サービス提供者と利用者の比率は、5名の利用者に1名のサービス提供者以上とすること（5対1要件）。

⁶ 当局担当官への照会結果を踏まえると、「紹介体制」とは、緊急時に当該施設が利用者を搬送・紹介することが想定される近隣病院の連絡先情報を保持することを想定されているとのことである。したがって、施設と病院との間で契約等の正式な制度（すなわち、施設と病院との間の契約に基づく紹介体制）を構築することまでは求められていない。

第3部

公衆衛生法に基づく在宅介護

公衆衛生法は「公衆衛生に影響を与える事業」の運営を規制しており、当該事業には在宅介護が含まれる。各地方自治体は、管轄区域内で規制対象となる「公衆衛生に影響を与える事業」を定める公衆衛生法の下位規則を制定する権限を有する。なお、在宅介護はバンコクにおいては規制対象となる「公衆衛生に影響を与える事業」として指定されており、管轄区域の地方自治体ごとに規制は異なりうるが、以下ではバンコクにおいて在宅介護事業を行うことを前提に記載している点には留意が必要である。公衆衛生法に基づき在宅介護の事業の運営について課される主な規制には、(i) 在宅介護事業の運営者に対する免許要件及び (ii) 在宅介護に従事する人員に関する遵守要件があり、以下においてそれぞれ詳述する。

1. 健康影響事業に関する免許

在宅介護事業を運営するためには、公衆衛生法に基づく健康影響事業免許（以下「健康影響事業免許」という。）を取得する必要がある。なお、以下ではバンコクにおいて在宅介護事業を行うことを前提に記載しているため、申請手続、更新手続、譲渡手続などの詳細は、健康影響事業免許を発行する各管轄地方自治体により異なる可能性がある点に留意する必要がある。

(1) 申請資格

一般に健康影響事業免許の保有者に特段の資格要件や不適格事由は規定されていない。但し、健康影響事業免許を取り消された者は、当該取消日から1年間は同一事業について健康影響事業免許を申請することができない。

(2) 申請手続の概要

(i) 申請：

健康影響事業免許の申請は、事業を行う区域を管轄する区役所（地方行政機関）に提出する。

(ii) 申請受理：

提出内容に不備がある場合、受付担当者は申請者に直ちに通知し、補正又は追加書類の提出期限を示す。

(iii) 審査：

申請内容に誤りや不備がない申請書を受領した日から60日以内に申請結果が申請者に対して通知される。なお、60日以内に審査を完了できない場合、当局は審査期間を最大2回まで、それぞれ15日以内で延長することができる。

(iv) 衛生検査の実施：

審査過程で、衛生検査を実施する。

(v) 免許料の支払い：

当局より承認がなされた場合、申請者は承認通知書を受領してから15日以内に免許料を支払う必要がある。免許料は1,400 バーツとなる。

(vi) 免許証の発行：

当局は、免許料が完納された後、免許を発行する。

(3) 取得後の留意事項

(i) 適用範囲：

発行される各在宅介護事業に関する健康影響事業免許は、当該免許を発行する地方自治体が管轄する区域内でのみ有効である。例えば、匿名での担当官との協議に基づけば、バンコクに本社を置く在宅介護事業に対して発行される健康影響事業免許はバンコクで取得すべきであり、バンコク市内でのみ在宅介護サービスの提供に有効となることである。

(ii) 免許の有効期間：

健康影響事業免許の有効期間は発行日から1年間である。健康影響事業免許更新の申請は、有効期間の満了日の90日前までに行う必要がある（なお、更新審査の手続は新規申請と同様）。

(iii) 譲渡の可否：

健康影響事業免許は、バンコク都知事の承認を得て譲渡することができる。

(iv) 年間手数料：

年間手数料は設定されていない。毎年更新の必要があり、更新手数料は1,400 バーツである。

(v) 免許停止事由：

公衆衛生法、同法に基づく下位規則又は免許の条件に違反した場合、最長15日間のライセンス停止が命じられることがある。

(vi) 免許取消事由：

以下の事由が発生した場合、免許を取り消される場合がある。

- 免許停止命令を2回以上受けた上で、再度の免許停止事由がある場合。
- 公衆衛生法違反の罪で確定判決を受けた場合。
- 公衆衛生法、同法に基づく下位規則、又は営業許可証に定められた条件に違反し、又は不適切に遵守した結果、人々の健康に深刻な危害をもたらし、又は生活条件に影響を与えた場合。

2. 在宅介護管理者及び在宅介護従事者に関する規制

労働者・周辺住民の福祉の観点から、在宅介護事業については、在宅介護事業以外にも適用される「公衆衛生に影響を与える事業」に一般的に適用される施設基準等を遵守する必要がある。もっとも、これらの規制は通常、飲食店等の定置型事業を想定した施設規制であるため、（必ずしも一定の事業所を要しない）非定置型である在宅介護事業への適用は技術的に困難になる場合もあり、実務上は在宅介護事業を提供する事業者の本社施設に対して適用されるに留まると考えられる。これらの一般基準に加えて、在宅介護事業については、以下のとおり、その人員（在宅介護管理者及び在宅介護従事者）に関する規制が課される。

(1) 在宅介護管理者

在宅介護事業業には、1名以上の管理者（以下「在宅介護管理者」という。）を置く必要がある。

資格要件

在宅介護管理者は、事業主、管理人又は運営責任者のいずれでもよく、以下の要件を満たす自然人でなければならない。

- (i) 高齢者介護に関する知識又は経験を有し、保健省認定の高齢者介護研修を修了した者であること⁷。
- (ii) 満 20 歳以上であること。
- (iii) 以下のいずれかの属性を有しないこと。
 - (a) 伝染病、慢性アルコール依存症、麻薬中毒に罹患している者。
 - (b) 職務遂行能力を妨げる身体障害、無能力、又は精神障害を有する者であること。
 - (c) 品行不良又は善良な品性を欠く者であること。
 - (d) 刑法上の性犯罪又は財産犯罪、麻薬取締法違反、人身取引防止法違反、又は売春防止法違反で有罪判決を受けた者。

職務内容

また、在宅介護管理者の職務内容は以下のとおりである。

- (i) 在宅介護事業の免許を視認性の高い場所に掲示すること。
- (ii) 在宅介護事業運営を適切に支援し、サービス利用者との連絡を円滑にする施設を備えること。
- (iii) 所定の様式で、在宅介護従事者、サービス利用者のプロフィール、サービス運営概要の登録簿を作成・維持すること。
- (iv) 自身が管理する在宅介護従事者に対して、初期業務訓練及びモニタリング体制を提供すること。
- (v) 在宅介護従事者を派遣し、高齢者の自宅での介護を実施するとともに、サービス利用者の介護ニーズを個別に評価し、提供されたサービスについて定期的にフォローアップを行うこと。
- (vi) 在宅介護従事者が高齢者介護において困難に直面した場合の相談・助言体制を構築すること。
- (vii) 高齢者に関する緊急事態発生時の相談・助言のための紹介システム及び方法を実施すること。
- (viii) 在宅介護従事者が職務を遂行できない場合、高齢者の継続的なケアを確保するため、代替者の手配を行うこと。

(2) 在宅介護従事者

資格要件

在宅介護サービスを提供する者（以下「在宅介護従事者」という。）は、以下の資格を有する自然人でなければならない。

- (i) 高齢者介護に関する知識又は経験を有し、保健省認定の高齢者介護研修を修了した者であること⁸。
- (ii) 満 18 歳以上であること。
- (iii) 以下の禁止事項に該当しないこと。
 - (a) 伝染病、慢性アルコール依存症、麻薬中毒を患っている者。
 - (b) 職務遂行能力を妨げる身体障害、無能力、又は精神障害を有する者。
 - (c) 品行不良又は善良な品性を欠く者。
 - (d) 刑法上の性犯罪又は財産犯罪、麻薬取締法違反、売春防止法違反で有罪判決を受けた者（但し、刑期を満了してから 2 年以上経過している場合は除く）。

⁷ 当該研修とは、高齢者又は要介護者向け医療管理者向け 130 時間研修コースを指し、全課程がタイ語で行われる。したがって、在宅介護管理者に国籍要件は明示されていないものの、外国人にとって在宅介護管理者となるために必要な研修コースの修了は困難な場合があると予想される。

⁸ 当該研修とは、タイ語のみで実施される「高齢者介護者向け 420 時間研修コース」を指す。したがって、在宅介護サービス提供者に国籍要件は明示されていないものの、外国人による在宅介護サービス提供者となるための研修修了は困難な場合があると想定される。

職務内容

在宅介護従事者の職務内容は以下のとおりである。

- (i) 基本的な健康増進指導、栄養価を確保し食品衛生基準を遵守した食事準備に関する助言及び高齢者介護基準に基づく介護及び日常生活の慣行を提供すること。
- (ii) サービス報告書様式に基づき、高齢者介護サービスの評価及び結果記録を行うこと。
- (iii) サービス利用者のプライバシー、尊厳、ニーズ、意思を尊重し、誠実に職務を遂行すること。
- (iv) サービス利用者が服薬又は個人用医療機器を必要とする場合、主治医が承認した薬剤使用基準又は医療機器使用基準に基づくケアを確保すること。
- (v) 学術基準に基づき、一般廃棄物及び感染性廃棄物（高齢者から発生する廃棄物を含む）の適切な処理・管理について指導・監督を行うこと。
- (vi) 高齢者が疾病又は負傷した場合、在宅介護管理者が定めた手順に従い、適切に介護者・家主・家族へ通知し、相談・助言を求めること。

第4部 投資奨励制度

本書で検討対象とした介護施設のうち、タイ投資委員会（以下「BOI」という。）による投資奨励の対象となる事業は、一定の条件を満たす介護施設のみである。なお、当該条件のうち主な条件は以下のとおりである。

- 運営事業者の登録資本金の51%以上をタイ国籍の株主（法人又は自然人いずれも含む。）が保有していること。
- 当該ナーシングホームが宿泊用ベッドを31床以上有すること。

投資奨励事業として当該事業がBOIにより認められた場合、当該介護施設はA4カテゴリー⁹に基づく特定の税制優遇及び非税制優遇を受ける。優遇措置として、3年間の法人所得税免除及び熟練労働者・専門家のタイへの招致に関するワークパミットが含まれる。事業運営を開始し法人所得税免除を適用するには、事業者は事業開始前に保健事業施設法の施設運営許可が取得済みである必要がある。

なお、上記ナーシングホームに対するBOI投資奨励は、タイ国籍の自然人又は法人が過半を保有するタイ法人に対してのみ付与される点に留意すべきである。したがって、当該分野にBOI投資奨励を利用して投資する外国投資家（日本投資家を含む、）は、タイ企業と提携を要する可能性があるが、BOI投資奨励は外国人要員の招聘に関する特別な許可を与えることから、外国投資家にとっても一定の利益を有する。

⁹ 投資奨励ガイド 2025年度版（日本語翻訳）：https://www.boi.go.th/upload/content/BOI_A_Guide_JP.pdf
投資奨励ガイド 2025年度版（英語翻訳）：https://www.boi.go.th/upload/content/BOI_A_Guide_EN.pdf

第5部

外資規制

外国人事業法は、外国人事業法上の「外国人」が規制対象業種に従事することを規律する法令であるところ、介護サービスを提供することは、外国人事業法に定める規制対象業種の一つである「その他のサービス業」（同法別表3(21)）に該当するものと考えられる。そのため、原則として、「外国人」¹⁰が従事することが制限され、同「外国人」が、例外的に当該業務に従事するためには、商務省より許可を取得する必要がある。

もっとも、一般的に、商務省より許可を取得するのは容易ではない。そのため、本件のような規制対象業種に従事する場合には、外国人事業法が適用されない方策を講じることが一般的である。例えば、タイのローカルパートナーとの間で合弁会社を設立する等をして、日系企業の出資比率を50%未満とすることにより、実際の介護サービス事業に従事する法人を外国人事業法上の「外国人」には該当しないステータスとし、外資規制の適用を免れるような方策が考えられる。商務省から許可を取得することが容易でない場合は、このような方策を講じることが検討することが必要になる。

¹⁰ なお、外国人事業法の規制対象となる「外国人」は、(i)タイ国籍を有しない自然人、(ii)タイ国外で設立された法人、(iii)タイ国内で設立された法人で全株式数又は株式の価値に占める上記(i)又は(ii)の者が保有する割合が50%以上の者、(iv)タイ国内で設立された有限責任組合又は登録組合でその業務執行組合員又は運営者が上記(i)である者又は(v)タイ国内で設立された法人で全株式数又は株式の価値に占める上記(i)、(ii)、(iii)又は(iv)の者が保有する割合が50%以上の者と定義されている（なお、無記名株券は外国人の保有とみなされる。）。「外国人」の定義に関して特筆すべき点は、外資比率が議決権ベースではなく、株式数ベースで定められている点である。

第6部 その他の留意事項

1. 介護施設における医療行為

医療施設法（Medical Facilities Act B.E. 2541 (1998)）（以下「医療施設法」という。）において、「通常の業務過程において」医療サービス（例：疾病の診断、治療、予防、手術、放射線照射、注射、人体への物質挿入等）を提供する目的で設置された場所である「医療施設」を運営する者は、医療施設ライセンスを取得しなければならないと規定されている。したがって、法律により特に認められる場合を除き、医療サービスは、医療施設法に基づきライセンスを付与された医療施設の外で提供することはできない。

既述の各介護施設は、医療施設法の関連法令において、医療施設ライセンスの免許を取得する義務が特に免除されているわけではない。したがって、仮に通常の事業として医療サービスを提供する場合には、医療サービスは、医療施設法に基づきライセンスを取得する必要があるものと考えられる。但し、医療サービスの提供が介護施設の「通常の業務過程において」に該当するか否かについて明確な基準が存在しないため、医師やその他の医療専門家による介護施設内でのサービス提供に関する具体的な取り決めは、医療施設法への適合を確保するため、個別事例ごとに検討する必要がある。なお、医療施設を監督する当局は、保健サービス支援局（DHSS）である。

2. 利用者向けの送迎サービス

介護施設の運営に付随して提供されるサービスの内容によっては、別途その他の免許・許可が必要となる場合がある。例えば、介護施設が自ら施設利用者向けの送迎（輸送）サービスを提供する場合には、陸上運輸法（Land Transportation Act B.E. 2522 (1979)）に基づく輸送ライセンスが必要となる可能性がある。他方、介護事業を行う事業者が当該送迎サービスを外部の輸送サービス事業者に委託する場合には、原則として、介護事業を行う事業者においては、当該ライセンスの取得は不要と解されるが、個別の案件毎に検討が必要になると思われる。上記の他に介護施設において提供が想定される各種サービスの類型ごとに、適用法令を踏まえ、追加の免許・許可の可否を個別具体的に検討する必要がある。

3. 福祉用具の販売等

介護施設において福祉用具の販売又はリースを行うことを検討する場合には、医療機器法（Medical Devices Act B.E. 2551）（以下「医療機器法」という。）が適用される可能性がある。より具体的には、福祉用具は、その種類・内容によっては、医療機器法上の「医療機器」に該当する場合があるところ、同法は、医療機器の保有、製造、輸入、販売（リースを含む。）及び広告を規制しており、一定の医療機器については、その販売（リースを含む。）を行うために許可の取得が必要になる。介護施設において福祉用具の販売又はリースが想定される福祉用具の類型ごとに、適用法令を踏まえ、追加の許可の可否を個別具体的に検討する必要がある。なお、日系企業において、福祉用具の販売又はリースを実施する場合には、外国人事業法に基づく卸売業・小売業・サービス業に関する外資規制にも留意が必要である¹¹。

¹¹ 外国人事業法リスト3の「その他のサービス」の範囲が広範であり、資産の賃貸などは、「その他のサービス」に含まれると解されている。そのため、外国人事業法上の「外国人」による福祉用具のリースは、サービス業として商務省より許可を取得する必要がある

4. 個人情報の取り扱い

介護サービス事業者は、介護サービスの提供に際して取得・管理する利用者の個人情報（健康情報を含む。）を取り扱うことが想定されているため、個人情報保護法その他の関連法令を遵守し、これを適切に取り扱う義務を負うことから、同法の遵守に向けた体制を適切に構築する必要がある。なお、健康情報に関する情報は、センシティブ個人情報に該当するため、収集に際して本人の明示的な同意が求められる等、通常の個人情報よりもより厳格な保護の対象とされている。また、例えば、介護サービスの一環として、緊急時対応を目的に高齢者の状態を遠隔で確認する見守りサービス（CCTV カメラを設置する場合等）を提供する場合には、当該サービスの提供に際し、又はこれに付随して、健康情報を含む個人データが収集される可能性がある。そのため、かかる点を十分に踏まえた上で、個人情報保護法を遵守し、個人情報を適切に取り扱う必要がある。

第7部 規制当局

1. 保健省 (Ministry of Public Health: MOPH)

保健省は、タイにおける公衆衛生行政を所管する中央省庁であり、医療、ヘルスケア及びその他のウェルネス関連サービスに関する国家レベルの政策、規制及び監督を統括している。

2. 保健サービス支援局 (Department of Health Service Support: DHSS)

保健サービス支援局は、保健省の所管下に置かれる局 (Department) である。同局は、医療施設、高齢者介護施設その他の保健関連事業施設の規制、ライセンス付与及び監督を担当している。また、保健事業施設法に基づくライセンス及び登録業務は、保健サービス支援局の所管事項に属する。

3. ヘルス事業実施課 (Health Business Establishment Division)

ヘルス事業実施課は保健サービス支援局の内部の組織である。保健事業施設法の実務的な運用を専門的に担当しており、主な業務は以下のとおりである。

- ライセンスの審査及び発給
- 登録手続の対応
- 施設基準及びサービス基準への適合性の審査
- 保健事業施設法の規制対象施設（ナーシングホーム、リタイアメントホーム、デイケア施設等）の継続的な運営状況の監督

4. 保健局 (Department of Health)

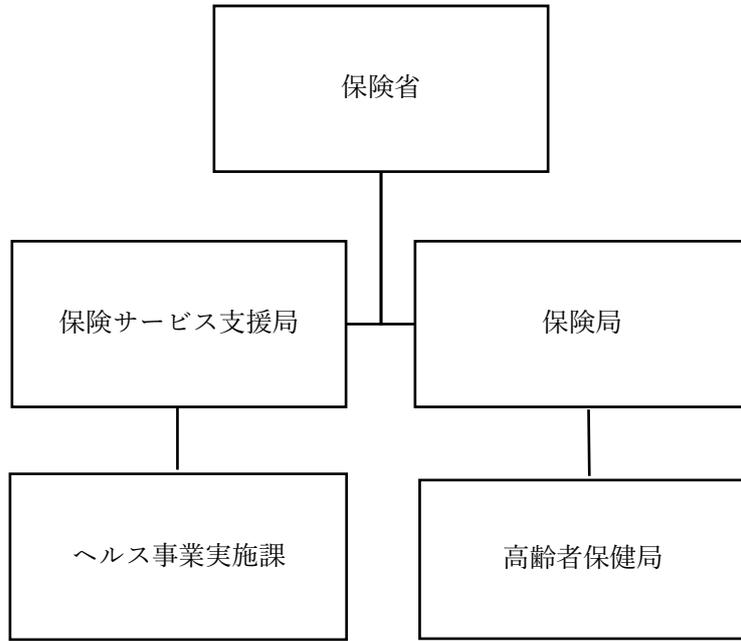
保健局は、保健省の下部機関であり、主に以下の事項を所管する。

- 健康増進及び環境保健に関する国家政策、戦略及びマスタープランの策定・推進
- 健康増進サービス及び環境保健管理に関する認証を含む、品質基準、評価基準及び規制の策定・整備
- 国、地方、プロジェクト又は事業レベルにおける健康影響評価制度の構築を含め、健康状態、健康行動及び環境状況をモニタリングするためのシステム及び仕組みの整備

5. 高齢者保健局 (Bureau of Elderly Health)

高齢者保健局は保健局内部の組織である。特に、在宅介護事業に関する基準及び規制基準を在宅介護に関する告示に基づいて策定する役割を担い、同告示に基づく照会対応なども所管している。

上記を簡易的に図に纏めると以下のとおり。



参考

本書に記載する保健事業施設法及び公衆衛生法に関する規制を簡易的にまとめた表は以下のとおりである。

サービス 種別	主要な特徴											
	一般的な特徴				免許・登録要件							
	規制法 令	施設の 要否	宿泊 施設	寝たきり・重 度の介護が必 要な方への対 応	運営者の 免許の要否	施設管理者（自然人）		サービス提供者（自然人）				
施設管理者が 必要						施設管理者免 許が必要	サービス提供者 の要否	サービス提供者 の登録の要否	サービス提供者に 関する最低人数要 件			
デイケア 施設	保健事 業施設 法	必要	不要	対応不可	必要	不要	不要	必要	必要	明示的に規定はな し		
リタイア メントホ ーム			必要	対応可能 （ナーシング ホームより要 介護の程度は 下がる）		必要	必要				必要	必要
ナーシ ングホ ーム			必要	対応可能		必要	必要					
在宅介護	公衆衛 生法	不要 （在宅 介護の ため）	不要	対応可能	必要	必要	不要 （但し、所定 の資格を満た す必要があ る）	不要 （但し、所定の 資格を満たす必 要がある）	明示的に規定はな し			

本報告書の利用についての注意・免責事項

本調査報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の各海外事務所を通じ委託調査を行い、ビジネス情報サービス課で取りまとめをしたものですが、本書の記述、所見、結論、および提言は必ずしも日本貿易振興機構（ジェトロ）の見解を反映したものではありません。

海外の制度・規制等は日々変化するため、最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

2026年3月 作成

作成者 ジェトロ（日本貿易振興機構）海外ビジネスサポートセンター貿易投資相談課
〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32
Tel. 03-3582-5651

ジェトロ（日本貿易振興機構）バンコク事務所
127 Gaysorn Tower, 29th Floor, Ratchadamri Road,
Lumphini, Pathumwan, Bangkok 10330, Thailand
Tel. (+66) 02-253-6441